

一般社団法人日本歯科心身医学会定款施行細則

平成 28 年 7 月 23 日 制 定

第 1 章 入 会

第 1 条 当法人に入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、歯科医師・医師または保健医療関係者は入会金 1,000 円と年会費 10,000 円を添えて、当法人事務局に申し込むものとする。なお、賛助会費については年 30,000 円とする。また、2 年以上会費を納めない者は退会者とみなすことがある。

第 2 章 役員を選出

第 3 条 理事候補は社員（代議員）の互選とする。なお理事候補者の選出は 15 名以上 30 名以内とする。

第 4 条 役員は定年は 70 歳の誕生日をもって上限とする。また任期中に定年を越える者には被選挙権がない。

第 5 条 理事候補の選挙は社員（代議員）による 18 名連記の投票とし、上位の 20 名を選出する。

第 6 条 理事長候補は投票で選出された理事の互選とする。

第 7 条 理事長は投票で選出された理事の 2 分の 1 以下の理事推薦枠を設けることができる。

第 3 章 社員（代議員）の選出

第 8 条 社員（代議員）は、次の各号を満たし、理事会が推薦するものとする。

- 2 社員（代議員）の資格は原則として 3 年以上継続して当法人の会員であり、かつ前年度まで会費を完納した者でなければならない。
- 3 歯科心身医学の診療・研究を実際に行っている講座・診療科の代表者またはそれに準ずる者。
- 4 前項の他に、歯科心身医学の診療・研究に対して特に優れた実績をもつ者。

第 4 章 幹 事

第 9 条 理事の会務を補助するため、若干名の幹事を置く。

- 2 幹事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第 5 章 機関誌

第 10 条 当法人の機関誌は、日本歯科心身医学会雑誌（以下、会誌という）と称し、その略称および英文名はそれぞれ日歯心身、Journal of Psychosomatic Oral Medicine とし、通常 6 か月毎に発行し、会員に配布する。

第 11 条 会誌の編集等については、別に定める投稿規定によるものとする。

第 6 章 名誉会員の推薦

第 12 条 名誉会員の推薦を受ける者は、当学会の発展に関して特に功績が顕著で大きい貢献があったと認められ、次の各号に該当する者とする。

- 2 当学会会員にあっては 25 年以上継続していること。
- 3 大学教育にあっては定年退職の後、もしくは年度内の定年退職が予定されていること、臨床医にあっては 65 歳以上であること。

第 13 条 名誉会員の推薦は、理事が推薦状、経歴書、功績調書を添えて理事長あてに行う。

第 14 条 理事会の議を経て代議員会の承認を得るものとする。

第 15 条 名誉会員は、会費を免除し、総会に出席することができる。但し採決に加わることはできない。

第 7 章 補 足

第 16 条 この細則の施行に関して必要な規則等は、理事会の議決を経て別に定める。

第 17 条 この細則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 本細則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。